

第 214 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 4 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 214 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午後 2 時 56 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (14 人)

会長	4 番	中 村 文 男		
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一		
委員	1 番	佐々木 正 義	3 番	夏 坂 元一朗
	5 番	夏 堀 健 一	6 番	梅 内 道 子
	7 番	山 田 憲 幸	8 番	堀 内 重 男
	10 番	佐々木 一 雄	11 番	佐々木 徳 志
	12 番	三 浦 恵美子	13 番	赤 石 敏 文
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番	河守田 雄 一

5. 欠席委員 (2 人) 2 番 石 橋 薫 16 番 工 藤 信 仁

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
総括主査	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 7	職員の任免について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>14番 高橋 勝敏 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第214回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、2番 石橋 薫 委員・16番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第214回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>11番 佐々木 徳志 委員</p> <p>12番 三浦 恵美子 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

<p>佐藤 総括主査</p>	<p>次に、日程第4 報告第1号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p> <p>報告第1号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和5年3月10日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員1番佐々木 正義委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 佐々木委員退席 —</p> <p style="text-align: right;">(午後2時09分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
<p>佐藤 総括主査</p> <p>議 長</p> <p>高橋 調査員</p>	<p>議案第1号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>高橋 勝敏 調査員</p> <p>14番 高橋から説明いたします。</p> <p>去る4月3日、佐々木農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第1号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第1号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、親から贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得す</p>

<p>議 長</p>	<p>るものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案第 1 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、佐々木 正義委員 の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 佐々木委員入室 —</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 13 分着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 6 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
<p>佐藤 総括主査</p>	<p>議案第 2 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、29 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,555 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,573 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,735 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,819 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は畑、期間は 1 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,241 円</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>です。</p> <p>番号9番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号10番から番号15番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号16番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号17番の利用目的は畑、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号18番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号19番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額11,235円です。</p> <p>番号20番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額20,790円です。</p> <p>番号21番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額7,007円です。</p> <p>番号22番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額9,493円です。</p> <p>番号23番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額16,576円です。</p> <p>番号24番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額13,812円です。</p> <p>番号25番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額4,925円です。</p> <p>番号26番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額4,941円です。</p> <p>番号27番の利用目的は畑、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額2,594円です。</p> <p>番号28番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額1,016円です。</p> <p>番号29番の利用目的は田、期間は3年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第2号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、資料配布のため、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時36分)</p>
<p>議長</p> <p>佐藤 総括主査</p>	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時49分)</p> <p>次に、日程第7 議案第3号「職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p> <p>議案第3号について、説明いたします。</p> <p>令和5年度南部町職員定例人事異動により南部町農業委員会の</p>

議 長	<p>職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づき承認を 求めるものです。</p> <p>主幹の小田原孝治さんを南部町長事務部局へ出向させ、新たに宮野健人さんを農業 委員会職員に任命するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案第 3 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 号「職員の任免について」は、原案のとおり承認することに決定い たしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 214 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 56 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 4 月 11 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....